

隣接学校希望入学制度の見直しの必要性等の検証について

I 本区における隣接学校希望入学制度について

1 実施経緯等

学校選択制に関するこれまでの国等の動向は、次のとおりです。

- (1) 平成8年12月の行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」において、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力化に向けた取組などについての提言が出されました。
- (2) 平成9年1月には、文部省（当時）から「通学区域制度の弾力的運用について」として、通学区域制度の運用に当たっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことが通知されました。
- (3) 平成15年3月31日には、学校教育法施行規則の一部が改正され、第32条第1項に区市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることが明確化されました。
- (4) 平成17年6月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図るとの閣議決定がされました。本区では、通学区域の指定校を基本とした上で、指定校に隣接する学校へ入学を希望できる隣接学校希望入学制度を、中学校は平成15年度入学から実施し、小学校は17年度入学から実施しています。

2 実施目的等

本区の隣接学校希望入学制度は、保護者の意向への配慮と学校選択の機会を確保し、学校生活の充実と魅力ある開かれた学校づくりの一層の推進を目的としています。隣接制度の趣旨は、次のとおりです。

- (1) 児童・生徒と保護者の学校選択を地域性に配慮して認めます。
- (2) 児童・生徒、保護者及び学校職員等の教育活動や学校運営に対する意識をより高め、学校教育の活性化と多様化を促すことによって、魅力ある学校づくりを一層推進し、児童・生徒が受ける教育水準の向上をさらに図ります。

II 隣接学校希望入学制度の実施状況について

1 本区の「指定校変更制度」と「隣接学校希望入学制度」の概要

区立小・中学校への入学については、学校教育法施行令第5条に基づき、区教育委員会が指定することとされています。小・中学校の通学区域は居住地ごとに定められ、通学区域内にある学校が指定校とされます。目黒区では指定校以外の学校に就学する制度として、「指定校変更制度」と「隣接学校希望入学制度」が運用されています。

「指定校変更制度」は、特定の理由に基づき保護者が申請を行い、区の定める承認基準に照らして、教育委員会が許可した場合に指定校以外の学校に就学できる制度です。

「隣接学校希望入学制度」は、保護者の意向への配慮と学校選択の機会を確保し、学校生活の充実と魅力ある開かれた学校づくりの一層の推進を目的とし、区立小・中学校に入学する新1年生の児童・生徒が、通学区域と隣接する区域の学校を選択することができる制度です。

	指定校変更制度	隣接学校希望入学制度
制度の運用	理由を詳しく聞いた上で、保護者の申請に基づき、区が定める承認基準に照らして個別に審査を行い、指定校変更の可否を決定する。	理由を問わずに学校を選択することが可能。ただし、受入枠を超えた申請があった学校については、抽選を実施し当落を決定する。
申請可能な学年	入学時に限らず、全ての学年で申請が可能。	区立小・中学校の入学時のみ
選択可能な学校	申請理由から望ましいと判断した学校（原則として自宅から一番近い学校）	通学区域と隣接する区域の学校
根拠	学校教育法施行令第8条	学校教育法施行規則第32条、目黒区立小・中学校における隣接学校希望入学制度の実施に関する要綱

2 目黒区隣接学校希望入学制度の実施状況について

(1) 隣接制度の導入について

中学校は平成15年度入学から、小学校は17年度入学から隣接学校希望入学制度を実施しています。表1、3のとおり、隣接制度導入以来、小学校、中学校ともに多くの児童・生徒が隣接制度を利用し希望校へ入学しています。また、隣接制度の実施により、各学校がホームページや学校説明会等を通じて教育方針などの学校情報を積極的に発信し、様々な教育研究や特色ある教育活動に取り組むなど、魅力と活力にあふれ信頼される学校づくりが進められています。

(2) 小学校の実施状況について

① 就学予定児童数の推移（表1参照）

就学予定児童数は、隣接制度導入時（17年度）の1,746人から21年度には1,660人まで減少しましたが、その後は増加傾向に転じ、30年度には2,029人となり、21年度に比べて369人も増加しています。

② 申込率の推移（表1参照）

国・私立小学校の受験結果の影響を受けない当初申込率を見てみると、隣接制度導入時（17年度）の9.51%から22年度には18.0%まで上昇しましたが、その後は低下傾向に転じ30年度には7.33%まで低下しています。最終申込率も隣接制度導入時（17年度）の5.67%から21年度には13.01%まで上昇しましたが、その後は低下傾向に転じ、30年度には3.64%まで低下しています。

③ 受入可能人数の推移（表2参照）

近年の就学予定児童数の増加及び24年度から始まった第1学年における1学級35人の学級編制の影響により学校の普通教室数に余裕がなくなったため、選択希望者の受入可能人数は年々減少しています。平成30年度には全小学校22校のうち隣接制度実施校は10校、受入可能人数は285人、隣接実施率は37%にまで低下しています。その結果、隣接制度の申込率も年々低下しています。

表1 隣接小学校希望入学制度申込率

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就学予定児童数（A）	1,746	1,721	1,735	1,732	1,660	1,706	1,687
当初申込者数（B）	166	177	170	216	297	307	284
当初申込率（B/A）	9.51%	10.28%	9.80%	12.47%	17.89%	18.00%	16.83%
最終申込者数（C）	99	144	137	167	216	189	174
最終申込率（C/A）	5.67%	8.37%	7.90%	9.64%	13.01%	11.08%	10.31%
年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就学予定児童数（A）	1,667	1,724	1,843	1,841	1,953	2,027	2,033
当初申込者数（B）	288	285	318	285	216	171	149
当初申込率（B/A）	17.28%	16.53%	17.25%	15.48%	11.06%	8.44%	7.33%
最終申込者数（C）	196	171	189	154	116	97	74
最終申込率（C/A）	11.76%	9.92%	10.26%	8.37%	5.94%	4.79%	3.64%

表2 隣接小学校希望入学制度における受入可能人数の推移

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施学校数	19	18	18	19	19	19	20
受入可能人数	690	680	700	730	710	690	700
隣接実施率	78%	77%	80%	83%	81%	78%	80%
指 数	100	99	101	106	103	100	101
年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施校数	18	19	18	17	15	13	10
受入可能人数	590	570	535	490	430	360	285
隣接実施率	77%	74%	69%	64%	56%	47%	37%
指 数	98	94	89	81	71	60	47

注1 1校当たりの受入基準人数は、平成23年度までは40人、24年度以降は35人である。

注2 「隣接実施率」は、全校で基準人数どおりの受入をすると仮定した人数（40人×22校＝880人）、（35人×22校＝770人）に対する割合である。

(3) 中学校の実施状況について

① 就学予定生徒数の推移 (表3参照)

就学予定生徒数は、隣接制度導入時(15年度)の1,484人から19年度には1,722人まで上昇しましたが、その後は、概ね1,600人台で推移しています。

② 申込率の推移 (表3参照)

国・都・私立中学校の受験結果の影響を受けない当初申込率を見てみると、20年度以降は20%前後、最終申込率は概ね8%前後を維持しており、小学校のような落ち込みはありません。

③ 受入可能人数の推移 (表4参照)

中学校では、隣接制度を実施できない学校はありません。隣接実施率も90%以上を維持しており、平成30年度の受入可能人数は295人、隣接実施率は94%となっています。

表3 隣接中学校希望入学制度申込率

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
就学予定生徒数(A)	1,484	1,649	1,572	1,615	1,722	1,559	1,662	1,669
当初申込者数(B)	186	260	301	273	296	292	339	339
当初申込率(B/A)	12.53%	15.77%	19.15%	16.90%	17.18%	18.73%	20.40%	20.31%
最終申込者数(C)	95	187	122	142	149	126	154	137
最終申込率(C/A)	6.40%	11.34%	7.76%	8.80%	8.65%	8.08%	9.27%	8.21%
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就学予定生徒数(A)	1,694	1,682	1,621	1,678	1,585	1,640	1,620	1,673
当初申込者数(B)	320	352	381	365	326	311	320	335
当初申込率(B/A)	18.89%	20.93%	23.50%	21.75%	20.57%	18.96%	19.75%	20.00%
最終申込者数(C)	145	149	156	147	127	94	116	126
最終申込率(C/A)	8.56%	8.86%	9.62%	8.76%	8.01%	5.73%	7.16%	7.53%

表4 隣接中学校希望入学制度における受入可能人数の推移

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施学校数	12	12	12	10	10	10	10	10
受入可能人数	480	480	480	400	360	370	380	370
隣接実施率	100%	100%	100%	100%	90%	93%	95%	93%
指数	100	100	100	100	90	93	95	93
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施学校数	10	10	10	10	9	9	9	9
受入可能人数	390	390	390	350	305	295	315	295
隣接実施率	98%	98%	98%	100%	97%	94%	100%	94%
指数	98	98	98	100	97	94	100	94

注1 1校当たりの受入基準人数は、平成25年度までは40人、26年度以降は35人である。

注2 中学校数は、平成17年度までは12校、その後統合により18～26年度は10校、27年度以降は9校である。

注3 「隣接実施率」は、全校で基準人数どおりの受入をすると仮定した人数に対する割合である。

3 特別区の実施状況

東京都教育庁が取りまとめた学校選択制の実施状況は、次のとおりです。

(1) 用語の説明

学校選択制：区市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。(学校教育法施行規則第32条第1項)

この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

自由選択制：当該区市町村内のすべての学校について選択を認めるもの

ブロック選択制：当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの

隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの

特認校制： 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
 特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

(2) 特別区の実施状況（平成30年度）

小学校：12区 中学校：17区

区名	校種別	実施形態
千代田区	中学校	自由選択制
中央区	小学校	特認校制（4校）
	中学校	自由選択制
港区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
新宿区	中学校	自由選択制
文京区	中学校	自由選択制
台東区	中学校	自由選択制
墨田区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
江東区	小学校	自由選択制（原則徒歩30分圏内（約2km））
	中学校	自由選択制
品川区	小学校	ブロック選択制（区内4ブロック）
	中学校	自由選択制
	義務教育学校	自由選択制
目黒区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	隣接区域選択制
渋谷区	小学校	自由選択制
	中学校	自由選択制
豊島区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	隣接区域選択制
荒川区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
板橋区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
練馬区	中学校	自由選択制
足立区	小学校	自由選択制
	中学校	自由選択制
江戸川区	小学校	自由選択制（原則徒歩、概ね1.2km圏内）
	中学校	自由選択制

Ⅲ アンケート結果による検証について

1 検証の目的

平成15年度に開始した目黒区隣接学校希望入学制度は、導入から14年が経過し、区立小・中学校入学時の就学校選択の機会として定着しています。また、隣接制度の実施により、各学校がホームページや学校説明会の実施などを通じ、教育方針などの学校情報をより積極的に発信するとともに、様々な教育研究に積極的に取組み、特色ある教育活動の展開に努めるなど、魅力と活力にあふれ信頼される学校づくりの推進に向け、一定の成果につながっていると考えています。

一方、これまでのアンケート調査の中でも指摘されていた、隣接校への希望集中による一部の学校の小規模化、登下校時の安全確保及び学校の地域性等に関する課題に加え、近年は、区内の児童数の増加による小学校での隣接受入れ人数の減少や受け入れできない学校数の増加などの新たな問題が発生しています。

前回のアンケート調査から3年が経過し、このように隣接制度を取り巻く状況が変化していることから、今年度にあらかじめ隣接制度の検証に関するアンケート調査を実施し、今後の隣接制度のあり方や見直しの必要性等について検討するための基礎資料とします。

2 検証の視点

隣接制度の実施目的と今年度の調査の目的を踏まえ、検証の視点は次のとおりとしました。

- (1) 保護者（児童・生徒）の意向について
- (2) 魅力ある開かれた学校づくりについて
- (3) 地域性への配慮について
- (4) 隣接制度のあり方について

3 アンケート結果の検証

(1) 保護者（児童・生徒）の意向について

① 選択の状況について

小学校の、隣接制度を利用した保護者の「現在の学校（希望する学校）への入学理由」（アンケート結果（1）③）については、回答が多い順に「場所が近く通学しやすいから」「通学が安全だから」「兄弟などが通っている（いた）から」「学校のイメージと評判がよいから」「学校の雰囲気が落ち着いていると感じたから」となっています。26年度のアンケートでは、「兄弟などが通っている（いた）から」「場所が近く通学しやすいから」「子どもの友達が通うから」とともに「児童数が多いから」が高い順位になっていましたが、今回は、「児童数が多いから」が順位を下げました。

中学校は、「場所が近く通学しやすいから」が47%と最も多く、次は「学校の雰囲気が落ち着いていると感じたから」と「子どもの友だちが通うから」が32%で同数となっています。

26年度は「子どもの友だちが通うから」が37%と最も多い状況でしたが、「場所が近く通学しやすいから」「学校の雰囲気が落ち着いていると感じたから」の上位3項目に変化はありませんでした。

小学校の「お住まいの学区域の学校（指定校）を選ばなかった（選ばない）理由」（アンケート結果（1）④）については、回答が多い順に「通学の安全性を考慮」「児童数が少ないから」「学校、児童の雰囲気を比較」「子どもの友人関係を考慮」「自宅からの距離が遠いから」となっており、これら上位5つの理由は一つを除き、また順位は違いますが26年度のアンケートとほぼ同様の結果でした。最も多かったのは、「通学の安全性を考慮」の33%で、26年度に37%と最も多かった「児童数が少ないから」は27%と割合が若干減りました。

中学校は、「子どもの友人関係を考慮」が43%と最も高く、26年度と同様の結果となっています。26年度は28%と次に割合が高かった「学校のイメージや評判」は、31%に上がっています。

小学校の、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者の「現在の学校（希望する学校）への入学理由」（アンケート結果（1）⑦）については、「場所が近く通学がしやすいから」が最も多く、次に「通学が安全だから」「兄姉が通っている（いた）から」と続いています。

中学校も、「場所が近く通学しやすいから」が最も多い結果となっています。

小学校、中学校とも、隣接制度を利用した保護者の「学校を決める際に役立った情報」（アンケート結果（1）⑤）については、「友人・知人からの話を聞いて」が最も多く、次に「学校説明会に参加して」「学校公開に参加して」と続いており、26年度のアンケートと同様の結果でした。

② 通学の安全について

小学校の、隣接制度を利用した保護者の「お子様の通学時間」（アンケート結果（2）①）については、15分以内までが計79%であり、「お子様の通学上の不安」（アンケート結果（2）②）「通学上の不安」については「少しある」が36%と最も多く、「ある」と合わせて49%となっており、一方「ない」と「ほとんどない」は合わせて47%と大きな差は見られませんでした。指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者も同様の結果でした。一方、隣接制度を利用した保護者の「通学時間」は16分以上が20%となっており、「通学上の不安」の「少しある」と「ある」は合わせて49%で、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者の合わせて46%と差は大きくありませんでした。

中学校は、隣接制度を利用した保護者の「お子様の通学時間」は、11分～15分が一番多く30%となっており、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者は、10分以内が49%であることから、結果に差が見られます。「通学上の不安」は、隣接制度を利用した保護者の「少しある」と「ある」は合わせて31%となっており、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者の合わせて25%と差は大きくありませんでした。

③ 検証のまとめ

特に小学校において、隣接制度を利用した保護者の意向は、児童の通学上の安全・安心の観点から大きな理由となっていることがわかりました。指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者も、同様に、児童の通学上の安全・安心の観点からの理由が見られました。中学校でも、同様の傾向が見られますが、それ以上に子どもの友人関係からの理由の割合が高くなっています。

また、小学校では、児童数に対する保護者の意向から、引き続き小規模化した学校を敬遠する傾向が見られました。中学校は、同様の理由の割合がやや低下し、学校のイメージや評判などを重視する傾向が増えました。

(2) 魅力ある開かれた学校づくりについて

① 学校の特色・魅力づくりの状況について

小学校の、「学校の特色、魅力づくりがこれまで以上に進んでいるか」（アンケート結果（4））については、隣接制度を利用した保護者は、「思う」「どちらかといえば思う」は合わせて64%となっており、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者は合わせて50%と、割合に若干差が見られました。

中学校の傾向も、同様の結果でした。

② 学校の行事等への参加状況について

小学校の、「お子様が入学した学校について、保護者としてどのようにかかわっているか」（アンケート結果（3））については、隣接制度を利用した保護者は「PTA・保護者会活動や学校行事等に積極的に参加している」が68%となっており、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者は71%と、ほぼ同じ割合という結果でした。

中学校の傾向も、同様の結果でした。

③ 隣接制度導入による全般的な影響について

小学校の、「隣接学校希望入学制度導入による影響」（アンケート結果（5））については、保護者は「児童・保護者の選択の機会が増える」が68%と最も多く、次は「児童数・学級数に影響を及ぼす」が37%となっています。

中学校の傾向も、同様の結果でした。

地域関係者は「児童数・学級数に影響を及ぼす」が63%と最も多く、次は「児童・保護者の選択の機会が増える」が47%となっており、それぞれの割合に差が見られました。

④ 保護者の意識変化について（PTA活動等への影響）

小学校の、「PTA活動への影響」（アンケート結果（6））については、隣接制度を利用したPTA委員は、「特に変化はない」が44%と最も多く、次は「わからない」が36%となっています。指定校入学の（隣接制度を利用していない）PTA委員は、「わからない」が50%と最も多く、次は「特に変化はない」が39%となっており、「わからない」の割合に若干差が見られました。

中学校の傾向も、同様の結果でした。

⑤ 検証のまとめ

小学校、中学校とも、学校の特色、魅力については、隣接制度を利用した保護者は肯定的な捉え方をしており、隣接制度の実施が、各学校における魅力ある開かれた学校づくりに一定の成果を上げていることが表れました。一方、隣接制度導入による全般的な影響としては、「児童生徒数・学級数に影響を及ぼす」の割合が保護者は比較的高く、地域関係者は最も多くなっており、児童生徒数・学級数が、隣接制度により影響を受けていると認識されていることが表れています。

隣接制度導入によるPTA活動等への影響については、指定校入学の（隣接制度を利用していない）PTA委員の「特に変化はない」の割合は、隣接制度を利用したPTA委員に比べて少なくなっています。

(3) 地域性への配慮について

① 児童・生徒の地域行事への参加度について

小学校の、「地域行事への参加度」（アンケート結果（7））については、隣接制度を利用した児童の「積極的に参加している」と「参加している」は合わせて64%となっており、指定校入学の（隣接制度を利用していない）児童は合わせて73%と、割合にあまり差は見られませんでした。

中学校の、「積極的に参加している」と「参加している」は合わせた割合は、隣接制度を利用した生徒、指定校入学の（隣接制度を利用していない）生徒ともほぼ同じですが、小学校に比べて、それぞれ少なくなっています。

② 地域行事の参加率への影響について

地域関係者が回答した「地域行事の参加率への影響」（アンケート結果（8））については、26年度には「かなり影響がある」と「影響がある」は合わせて46%、「あまり影響がない」と「影響がない」は合わせて35%でしたが、今回は「かなり影響がある」と「影響がある」は合わせて35%、「あまり影響がない」と「影響がない」は合わせて49%となり、結果的に「影響がない」が「影響がある」を上回りました。

③ 地域とのつながりへの影響について

小学校の、「地域とのつながりへの影響」（アンケート結果（9）①）については、「特に影響はない」が63%と最も多く、次は「通学路の安全確保が困難になる」が13%となっています。

中学校も、「特に影響はない」が66%と最も多い結果となっています。

地域関係者は「同じ地域の児童間の連携がとりにくい」が36%と最も多く、次は「特に影響はない」が35%と、小学校、中学校との回答内容や割合に差が見られました。

④ 検証のまとめ

小学校は、隣接制度を利用した保護者、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者とも、児童の地域行事への参加に積極的であることが表れました。

中学校では、生徒の成長にともない、小学校に比べて地域行事への参加の割合が少なくなっていると見られます。

地域関係者の地域行事へ参加率への影響についての回答は、26年度と比較し、「あまり影響がない」と「影響がない」を合わせた割合が「かなり影響がある」と「影響がある」を合わせた割合より高くなっているなど、隣接制度導入による地域性への配慮についての意識の変化が表れました。

（4）隣接制度のあり方について

① 本区の隣接制度について

小学校入学前の、「今後の隣接学校希望入学制度に対する意見」（アンケート結果（10））については、「現行のまま続けたほうがよい」が54%と最も多く、次は「わからない」が22%となっています。

中学校入学前も同様の傾向でした。

小学校の、隣接制度を利用した保護者は、「現行のまま続けたほうがよい」が72%と最も多く、次は「わからない」が12%となっています。

中学校は「現行のまま続けたほうがよい」が77%と最も多く、次は「わからない」が8%となっています。

小学校の、指定校入学の（隣接制度を利用していない）保護者は、「現行のまま続けたほうがよい」が47%と最も多く、次は「わからない」が28%となっています。

中学校も同様の傾向でした。

地域関係者は、「現行のまま続けたほうがよい」が32%と最も多く、その一方「どちらかというをやめたほうがよい」が26%となっています。

② 検証のまとめ

小学校、中学校とも、隣接制度を利用した保護者は、「現行のまま続けたほうがよい」が70%以上と、今後も隣接制度を続ける方向の回答が高くなっており、指定校入学の（隣接制度を利用し

てない) 保護者では、小学校、中学校とも45%以上と今後も隣接制度を続ける方向の回答の割合が高くなっています。

これから入学する児童について見てみると、小学校入学前、中学校入学前とも「現行のまま続けたほうがよい」が54%以上と今後も隣接制度を続ける方向の回答の割合が高くなっています。

地域関係者では、「現行のまま続けたほうがよい」と「現行の制度の一部を見直して続けたほうがよい」を合わせた45%と、「どちらかというをやめたほうがよい」と「やめたほうがよい」を合わせた40%と比較して両者の回答の割合にあまり差が見られませんでした。